

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成30年11月21日（水曜日）

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時21分 散会

付託事件

- (1) 平成29年請願第1号, 平成29年請願第3号
- (2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 請願審査

- ① 平成29年請願第1号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出を求める請願
- ② 平成29年請願第3号 国の責任で「若い人も高齢者も安心できる」年金制度を求める請願

(2) 報告事項

(第4回定例会提出予定案件)

- ① 水戸市内原中央公民館に関することについて (内原中央公民館)
- ② 水戸市福祉事務所の設置に関することについて (福祉総務課)
- ③ 水戸市消防本部及び消防署の設置等に関することについて (消防総務課)
- ④ 水戸市医療福祉費支給に関することについて (国保年金課)
- ⑤ 水戸市立吉田小学校長寿命化改良（I期）工事について (学校施設課)
- ⑥ (仮称)水戸市動物愛護センター整備事業について (保健所準備課)

(3) その他

2 出席委員（6名）

| | | | |
|------|-------------|---------|-----------|
| 委員 長 | 高 倉 富 士 男 君 | 副 委 員 長 | 綿 引 健 君 |
| 委 員 | 田 中 真 己 君 | 委 員 | 小 泉 康 二 君 |
| 委 員 | 木 本 信 太 郎 君 | 委 員 | 袴 塚 孝 雄 君 |

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（2名）

| | | | |
|-----|-----------|-----|-------------|
| 議 長 | 田 口 米 藏 君 | 議 員 | 土 田 記 代 美 君 |
|-----|-----------|-----|-------------|

5 説明のため出席した者の職、氏名

| | |
|-------|-----------|
| 副 市 長 | 秋 葉 宗 志 君 |
|-------|-----------|

| | | | |
|----------------------------------|----------|------------------------------------|----------|
| 保健福祉部長 兼福祉事務所 長 | 大曾根 明子 君 | 福祉事務所 参事兼 福祉総務課長 | 小山 忠 君 |
| 福祉事務所 参事兼 子ども課長 | 柴崎 佳子 君 | 保健福祉部 参事兼 国保年金課長 | 川津 英臣 君 |
| 生活福祉課長 | 櫻井 学 君 | 障害福祉課長 | 平澤 健一 君 |
| 高齢福祉課長 | 野口 奈津子 君 | 介護保険課長 | 荻沼 学 君 |
| 保健センター 所長 | 小林 かおり 君 | 保健所準備 課長 | 小林 秀一郎 君 |
| 消防 長 | 根本 一夫 君 | 消防次長 | 石川 隆 君 |
| 消防次長兼 北消防署長 | 小泉 直紀 君 | 消防本部参事 | 鈴木 豊 君 |
| 消防本部参事 | 小川 喜実 君 | 南消防署長 | 大越 唯行 君 |
| 消防総務課長 | 勝村 俊則 君 | 火災予防課長 | 大内 康弘 君 |
| 消防救助課長 | 箕輪 重美 君 | 救急課長 | 石田 宏一 君 |
| 教育 長 | 本多 清峰 君 | 教育部長 | 増子 孝伸 君 |
| 教育委員会 事務局教育部 参事 | 川俣 智 君 | 教育委員会 事務局教育部 参事兼 教育企画課長 | 三宅 修 君 |
| 教育委員会 事務局教育部 参事兼 幼児教育課長 | 鈴木 功 君 | 教育委員会 事務局教育部 参事兼内原 中央公民館長 | 五上 義隆 君 |
| 総合教育研究 所長 | 萩谷 孝男 君 | 学校管理課長 | 鎮目 英俊 君 |
| 学校保健給食 課長 | 大和 敦子 君 | 学校施設課長 | 埜 敏之 君 |
| 生涯学習課長 | 大澤 秀樹 君 | 歴史文化財 課長 | 白石 嘉亮 君 |
| 中央図書館長 | 松本 崇 君 | 総合教育 研究所副所長 | 小川 佐栄子 君 |

6 事務局職員出席者

| | |
|------------|------------|
| 書記 嘉成 将大 君 | 書記 矢吹 友鏡 君 |
|------------|------------|

午前10時 1分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、請願審査を行います。

初めに、平成29年請願第1号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

それでは、本請願につきまして、御意見等がございましたら発言を願います。

田中委員。

○田中委員 本請願については、賛成の立場で意見を申し上げてきました。提出から約1年ということで、我々の任期も残りが見えてきたという段階でもありますので、ぜひ採択の方向で決定していただければと思っております。

今回も意見を少し述べさせていただきますが、障害者の家族を持つ方々にとってですね、安心できる入所施設、通所施設などの社会資源の拡充というのが非常に切実だということでもあります。先日、私もあけぼの学園のお祭りにも参加しましたが、保護者の方々のお話を聞きましても、開設以来ずっと通園でお世話になっているという感謝とともにですね、だんだん自分も高齢化をしてきて、子どもも30代、40代になって、この先の不安はあるんだというお話を聞きました。入所施設がやっぱり足りなくてですね、水戸市内でも100名近い方が入所待ちの状況にありますし、県立のあすなろの郷については、より重症な方を優先してという形で、なかなか入所ができないとかですね、施設の状態が非常にまだ劣悪な部分もあって、親としては、順番が来ててもですね、もう少し頑張って自分で見ようかという人もいるというような実情だそうであります。

全国組織の調査によりますと、約3,000人が回答していますけれども、介護者の9割が母親で、うち60代以上が4割を占めているということで、学校とか作業所に行っている時間しかお母さんも働けないということで、経済的にも大変な家庭がたくさんあります。そういう意味でも、国の施設整備予算が2009年度は約100億円あったそうですけれども、2015年度は26億円まで激減しているということもありますので、やはりこの流れでいきますと、ますます大変な状況が拡大してしまうのではないかと懸念をしております。関係予算の大幅増額による地方公共団体への支援という請願の趣旨も入っておりますので、ぜひ採択をしていただければなというふうに思っております。

以上で終わります。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 この障害者のさまざまな課題に対してですね、こういった請願が出ているということについては承知をしておりますし、また障害者を取り巻く環境整備というのは喫緊の課題だと、このようにも認識しているところでございます。

そういった中で、水戸市にオープンされたところの今の状況というのはわかりますか。

○高倉委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

新たに水戸市内に友舞の郷といいます入所定員40名の施設が開所をいたしました。今現在、定員に対して入所者数が34名という状況がございまして、まだ若干あきのある状況がございまして。実際、水戸市内に4月末現在で98名の待機者がおりますけれども、そのうち56名が3年以上の待機者の方ではいらっしゃいますが、やはり施設にあきの状況がございまして、入所可能ですというお話をお持ちいたしましても、もう少し在宅で見てみますというような回答で3年以上待たれている方がおいでになりますので、今後の施設整備状況、ちょっと今のところまだ不確定な部分がございますが、そこをあわせまして、必要性のある方には対応してまいりたいと考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 私もですね、幾つかの施設をお聞きしたりしている状況がございまして、その意見を述べてですね、この問題についての対応を決めさせていただきたいというふうに思いますが、障害者の方々におきましては、入所を希望されている方、もしくは入所の申し込みしている方というのは、特養と同じようにたくさんおいでになるわけでありまして、現実お声をかけをすると、もう少し面倒を見たい、うちで何とかできるだけ面倒を見たいと、こういうふうな希望が強くてですね、なかなかあいているところも埋まらないというような状況もあるやに伺っております。

そういう関係もありますし、またさらに文教福祉委員会としてもこの調査を続けながらですね、御要望に入る範囲というのはどういうことなのかということも検討していかなければならないと、このように思っていますので、本日のところはそういったことも含めて継続審査ということにさせていただければというふうに思っていますので、よろしくお取り計らいのほどお願いします。

○高倉委員長 それでは、ただいまの平成29年請願第1号につきましては、本日のところは継続審査とすることでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、継続審査としたいと思います。

以上で、平成29年請願第1号についての審査を終了いたします。

次に、平成29年請願第3号 国の責任で「若い人も高齢者も安心できる」年金制度を求める請願を議題といたします。

それでは、本請願につきまして、御意見等がございましたら発言をお願いします。

田中委員。

○田中委員 本請願についてもずっと賛成の意見を申し上げてきましたが、年金の隔月支給を毎月支給にと、あるいは支給開始年齢の引き上げをしないでほしいと、それから年金が下がるマクロ経済スライドの廃止ということでもあります。

この間の年金の改定についてちょっと申し上げますと、2018年度の公的年金支給額について見ますと、物価が0.5%上がったんですけども、過去3年の賃金水準が0.4%マイナスだったということを理由に、前年度と同額に据え置かれたという状況があります。この点については実質的な減額だということで、非常

に年金生活者にとっては厳しい状況にあります。

さらにですね、2021年度の4月から、物価が上がっても下がっても、賃金変動がそれより低ければ賃金に合わせて年金が下がるというルールも2016年の12月の法改正で決まっているという状況で、つまり、上がる要素はなくて、下がることはほぼ決められているという状況にあってですね、今の低年金の中で、若い人はむしろそういうことに信用せず年金未加入という状況で、空洞化も進んでいる状況にあるわけですので、ぜひ安心できる、暮らせる年金、そういう額の引き上げと同時に、さまざまな制度改善というのをやはり一体的にしないとですね、将来の年金制度そのものが崩壊してしまうというふうに思いますので、これらの請願の趣旨、ぜひ採択をしていただければなというふうに思います。

以上です。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 我々もですね、年金生活者のところに入っているわけでありましてけれども、この年金制度、確かに充実して、そして多くいただければいいということだというふうには私も思っております。一方ではですね、国が検討しております年金制度の改革、または支給年齢をどうするのか、それから働き方改革の中で、65歳、70歳、こういうふうな形の中でこの年金制度をどうしていくのかと、こういうようなことが今論議されているところでございますし、我々議員年金におきましても、私の議長時代に廃止をさせていただいて、そして新たな年金制度の中でどう考えていくかと、こういうふうなことも論じているところでございます。

したがいまして、もう少しですね、国の動向を勘案しながら、この年金制度についてはさらに考えていかなければならないというふうに思いますので、できれば今日のところは継続審査としていただければというふうに思います。

○高倉委員長 それでは、ただいまの平成29年請願第3号につきましては、継続審査とすることではいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、平成29年請願第3号についての審査を終了いたします。

なお、ただいま継続審査とすることにいたしました請願につきましては、当委員会より議長に対しまして閉会中継続審査の申し出を行うこととなりますので、御了承願います。

以上で、請願審査を終わります。

次に、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項は6件でございますが、日程中、(1)から(5)までの5件につきましては、いずれも第4回定例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思いますので、御了承願います。

それでは、初めに、水戸市内原中央公民館に関することについて、執行部から説明を願います。

五上参事兼内原中央公民館長。

○五上教育委員会事務局教育部参事兼内原中央公民館長 それでは、水戸市内原中央公民館に関することに

つきまして、内原中央公民館提出資料により御説明をいたします。

まず、1の廃止理由でございますが、平成31年4月1日より内原市民センターが開設するため、内原中央公民館が廃止をされます。これに伴い、内原中央公民館条例を廃止するものでございます。

次に、2の施行期日でございますが、平成31年4月1日でございます。

続いて、3の次の条例における内原中央公民館等に係る規定の削除（付則）でございますが、内容については2ページ、3ページの参考資料、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

まず、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、別表の内原中央公民館運営審議会の委員の項を削除いたします。

続いて、水戸市公共施設における暴力団等の排除に関する条例の別表第1の内原中央公民館の項を削除するものでございます。

なお、4ページ以降に、参照条文として水戸市内原中央公民館条例を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございますが、本件につきましては、平成30年第4回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○高倉委員長 次に、水戸市福祉事務所の設置に関することについて、執行部から説明を願います。

小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 それでは、水戸市福祉事務所の設置に関することについて、保健福祉部福祉総務課提出資料により御説明いたします。

初めに、1の改正理由でございますが、福祉事務所を三の丸臨時庁舎から本庁舎に移転することに伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、裏面の新旧対照表で御説明いたします。

改正内容といたしましては、付則第1項の見出し及び項番号第2項の位置の特例規定を削除するとともに、あわせて一部文言の整理を行うものでございます。

1ページに戻っていただきまして、3の施行期日につきましては、平成31年1月4日とするものでございます。

説明は以上でございますが、本件につきましては、平成30年第4回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○高倉委員長 次に、水戸市消防本部及び消防署の設置等に関することについて、執行部から説明を願います。

勝村消防総務課長。

○勝村消防総務課長 それでは、水戸市消防本部及び消防署の設置等に関することにつきまして、消防総務課提出の資料により御説明いたします。

まず初めに、1の改正理由につきましては、消防本部が宮島ビルから市役所本庁舎に移転することに伴い

まして、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、ページを返していただきまして、2ページの新旧対照表で御説明いたします。

改正内容といたしましては、第2条第2項、消防本部の位置を水戸市緑町2丁目1番2号から水戸市中央1丁目4番1号に改めるものでございます。

また、付則第3項、位置の特例規定を削除するものでございます。

また、1ページにお戻りいただきまして、3の施行期日につきましては、平成31年1月4日とするものでございます。

説明は以上でございますが、本件につきましても、第4回水戸市議会定例会に提出するものでございますので、よろしくお願いをいたします。

○高倉委員長 次に、水戸市医療福祉費支給に関することについて、執行部から説明を願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 水戸市医療福祉費支給に関することにつきまして、国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の改正の理由は、茨城県の医療福祉費補助制度の拡充に合わせまして、本市の医療福祉費の支給対象の拡充を行うため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容といたしましては、医療福祉費の支給対象であります重度心身障害者等に、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者を加えるものでございます。

3の施行期日は、平成31年4月1日とするものです。

2ページ、3ページに新旧対照表を、4ページに参照条文を添付しておりますので、後ほど御参照願います。

説明は以上でございますが、本件につきましては、第4回水戸市議会定例会に議案として提出させていただく予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○高倉委員長 次に、水戸市立吉田小学校長寿命化改良（I期）工事について、執行部から説明を願います。

埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 それでは、水戸市立吉田小学校長寿命化改良（I期）工事について、学校施設課提出資料により御説明いたします。

工事名は、水戸市立吉田小学校長寿命化改良（I期）工事でございます。

工事場所は、水戸市元吉田町でございます。

工事概要でございますが、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ面積3,350平方メートルの校舎におきまして、鉄筋コンクリート外壁の中性化対策工事、屋上の防水改修工事、建具、内装の改修工事、多目的トイレ、エレベーターの設置工事などを行います。

請負予定金額は、5億5,080万円でございます。

工事の仮契約者につきましては、コスモ・関根・根本特定建設工事共同企業体で、代表者は、水戸市けや

き台2丁目13番地2，コスモ総合建設株式会社，代表取締役，池田勇夫でございます。構成員は，代表者のほか，水戸市常磐町2丁目3番17号，株式会社関根工務店，代表取締役，関根貴雄，同じく構成員といたしまして，水戸市見川町2131番地の436，株式会社根本工務店，代表取締役，根本勝義でございます。

添付資料につきましては，ページを返していただき，2ページは配置図でございます。本工事を行う校舎を斜線で，仮設校舎を青色で示しております。児童の動線と工事車両，給食搬入動線が一部重複いたしますが，警備員の配置や工事車両等の進入時間の調整により安全性を確保してまいります。

続きまして，3ページに現況平面図，ページを返していただきまして，4ページに改修後平面図，5ページは立面図でございます。

ページを返していただき，6ページに一般競争入札調書を添付しておりますので，お目通しをお願いいたします。

資料の説明は以上でございます。

なお，本工事につきましては，平成30年第4回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので，よろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 以上で，第4回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。

この際，委員より資料請求がございましたら発言を願います。

ございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので，この件については終わります。

それでは，次に，（仮称）水戸市動物愛護センター整備事業について，執行部から説明を願います。

小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 それでは，（仮称）水戸市動物愛護センター整備事業につきまして，基本設計の概要を保健所準備課提出の資料により御説明いたします。

なお，基本設計につきましては，本年2月に御報告いたしました（仮称）水戸市動物愛護センター整備基本構想に基づき，旧療育センターを活用することで進めてきたものでございます。

それでは，資料の説明をさせていただきます。

初めに，1の整備概要でございますが，(1)の供用開始予定が2020年4月，(2)の敷地面積は2,832平方メートル，(3)の既存棟の改修につきましては，アの延べ床面積が309.4平方メートル，イの建物構造は鉄筋コンクリートづくり平屋建て，ウの諸室等は，展示・学習室，多目的室，相談室，事務室，エの主な改修内容といたしましては，受付カウンターの設置，トイレの改修などでございます。

(4)の増築棟の建築につきましては，アの延べ床面積が178.8平方メートル，イの建物構造は鉄骨づくり平屋建て，ウの諸室等は，犬・猫の保護室，隔離室，診療・治療室，車庫等，(5)の屋外施設の整備につきましては，来客用駐車場，広場等を整備いたします。

資料の裏面をごらんください。

こちらは建物等の配置図、平面図となっております。図面の南西側の建物が既存棟の建物、北東側が増築棟の建物となっております。既存棟の南西側が建物への来庁者の入り口となっており、事務室の廊下側に受付カウンターを設けます。また、既存の畳部屋を活用し相談室とし、愛護に関する教室や譲渡会などを行う多目的室、展示・学習室を設けます。増築棟につきましては、北西側に捕獲した犬を屋内で移動できるように、電動シャッターを備えつけた車庫を設けます。また、犬、猫を收容するための保護室、隔離室として、犬15頭、猫20頭程度を收容可能な部屋を設けるとともに、小動物の応急手当などを行う診療・治療室を設けております。

大変申しわけないんですが、図面のほうで室がちよっと抜けているところがありまして、大変申しわけございませんでした。

また、屋外施設につきましては、来客用駐車場を21台設けるほか、保護した犬の運動や譲渡会などに活用できる広場を設けます。また、駐車場を除いた敷地部分を覆うように、破線で示した部分に高さ約1.5メートルの逸走防止用フェンス、外に逃げないようにするためのフェンスを設置いたします。

資料の表面をごらんください。

2の事業スケジュールにつきましては、今年度中に基本・実施設計を行いながら、建物の配置が決まり次第、地質調査、発掘調査を行い、平成31年度に工事を行ってまいります。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 犬15頭、それから猫20頭の部屋をつかって、ここに收容した犬や猫については保護または治療等もするんですよと、こういうふうな説明がございましたけれども、今、県が行っているわけでありませけれども、水戸市の分の捕獲頭数というか、処理している頭数、これは現状どのようになっているのか。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

平成29年度直近の状況でございますと、犬につきましては56頭、そして猫につきましては141頭の收容状況となっております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 犬56頭、猫141頭が多いのか少ないのかという論議は別としてですね、やっぱりこれだけの命が收容されているということについては、やはり愛護に関する、要するに飼う方の責任をしっかりと教育していくということが大事なかなと思っています。

そういった中では、本来であればこういう計画に基づくためには、やはり水戸市独自の動物愛護条例等をきちんと整備をして、そして、それに基づいたときにこういうことが大事なんだと、こういうことをしっかりとすべきではないかというふうに思いますので、これは意見として申し上げておきますが、この56頭、141頭の中で、いわゆるもらわれている、もしくは、飼い主が見つかっておうちへ帰った、こういう犬とか猫がいると思うんですけれども、これらの割合、それから、どうしても残ってしまうその犬、猫の割合というのは、どういうふうな状況なのかおわかりでしょうか。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

同じく平成29年度の状況でございますが、正式に公表されている部分といたしまして、犬の収容頭数56頭に対して飼い主に返還されたのは12頭ということで21%となっております。譲渡頭数、処分頭数については、収容頭数の割合で案分した数字にはなってしまうんですが、犬のほうですと、譲渡頭数が約35頭ということで62%、残った殺処分というのが7頭ということで13%という数字が出ております。

また、猫につきましては、141頭のうち、返還というのは登録とかというものが無いものですからゼロということで、譲渡頭数については103頭ということで約73%、それから処分頭数が30頭ということで21%程度となっております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうしますと、何か月ぐらいでもらわれているのか、何か月ぐらいで処理されているのかということについては不明でありますけれども、30%、40%近い犬、猫が残るとということになりますと、この15頭、20頭という部屋がですね、どのぐらいもつのかということが想定されるのではないかとこのように思うんですが、どのぐらいもつような予定なんでしょうか、現在のところ。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

1頭当たりの収容する日数の目安ということで、全国的には14日程度というところが多いというふうに国の統計などでは出ているんですが、水戸市では30頭程度ということで想定をしております。それに基づいて計算いたしますと、平成29年度収容頭数の犬の56頭、猫が141頭という数字を1日当たりで割り返していきますと、犬のほうは約5頭、猫のほうは約10頭というふうな計算になってまいります。

今回、本センターで犬15頭、猫20頭という設定をいたしましたのは、可能な限り飼い主の方を見つけるということで動物愛護団体と連携をしたり、本センターが主体となった譲渡会を開催するなど、積極的にそういう期間をなるべく多くしようということで、余裕を持たせた形で、犬のほうは15頭、猫のほうは20頭程度収容可能となるようにスペースを設定したところでございます。

○袴塚委員 どのぐらいもつのかというと。

○小林保健所準備課長 想定としましては、犬1頭当たり90日程度、それから猫については60日程度の収容は可能かなというふうに考えております。その間でできるだけ譲渡等に努めていくということで考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 3カ月、2カ月ということだと思いますが、問題はこの動物愛護センターを設置するに当たって基本的な考え方として、水戸市は殺処分の問題があるわけですよね。いずれにしても残るということになると、じゃ、残った犬、猫をそのまま置いておくと、結果的にはもう収容した犬、猫が入れなくなる、こういうふうなことの繰り返しになるというふうに思うんですね。

したがって、水戸市は、その後の安定した生活というか、命をどうやって守っていくのかという判断をですね、3カ月後、4カ月後にはもう迫られるということになるわけでありますから、この辺について今しっ

かりした考えがあるのかないのかは、ちょっとお話しづらいのかもわかりませんが、もともと保健所をつくって、水戸市が動物愛護センターをつくるよということについての市民の期待感というのは、水戸市は殺処分ゼロを狙っているのかなと、目指しているのかなと、こういうふうなことが考えられる、私もそういうふう考えているわけでありませうけれども、この辺については、今の状況はどのようにお考えをいただいているのか。要するに、残った7頭、5頭をこれからどうするんだと、こういうところについて、今のごところのお考えがあればですね、お聞かせいただきたい。もちろん、この保健所のスタートは、これからまた1年、2年あるわけですから、その先をどうするのかというのはここからの課題ではないかというふうに思いますが、その辺について、今お考えがあればお伺いをさせていただきたい。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、動物愛護センターを整備するに当たりまして、ただいまのできるだけ殺処分をなくすという方向のもとで、可能な限り飼い主を見つけるためということで、動物愛護団体との連携ですとか情報共有、それからセンター等が主体となった譲渡会などの開催などに積極的に取り組みまして、できるだけ引き取っていただく機会というものを設けていきたいというふうに考えております。

また、それとあわせて、今の犬の登録情報やホームページなども活用をしながら、早期に飼い主に返還できるよう取り組んでいくということ、さらには今後、条例等を整理する中で、命の大切さですとかそういったものに資する動物愛護関係の規定ですとか、飼い主の責任等について、そういったものについても規定をしていくような動物愛護管理に関する本市の条例を策定していきたいと考えております。

現在は茨城県や他の中核市の条例などを参考としながら、今後、水戸市の獣医師会の先生方や動物愛護の関係者、市民の意見なども取り入れながら、できるだけ殺処分を行わずに済むような動物愛護及び管理に関する規定等を盛り込んだ条例をつくれるように進めているところでございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ありがとうございます。

意見だけ申し上げて終わりにしますが、いずれにしても、この動物愛護というのは精神的な条例だと思うんですね。要は、飼う、飽きたから捨てる、こういうことではなくて、飼ったからには飼い主の責任の中でね、しっかり最後までみとっていくということが私は一番大事なんではないかと。そうしますと、それをやっていくということになると、行政側も含めて、そういうボランティア団体、民間団体も含めてでございますけれども、いずれにしてもそういったことの中で、飼う側の責任、それから動物に対する愛着、こういったものをいかに醸成していくかというようなことが大事なんではないかなと。そういったところについて、動物愛護センターをつくれればいい、保健所をつくれればいいということではなくてですね、学校も含めてでありますけれども、そういった教育をこれからどういうふうにしていって、そして捨て犬、捨て猫を減少させていくという努力が必要なんではないかと。

それから、今の想定しているのは持ち込まれた犬、猫でありますけれども、いわゆる野に放たれてしまっでどんどんふえている、そういった犬、猫——犬の場合ちょっと少ないのかもわかりませんが、猫の場合には最近多く見受けられる。こういったことについても、しっかりと管理をしていく、監視をしてい

く、もしくは何らかの方策を考えていくということも大事なんではないかというふうに思いますので、この辺については動物愛護センター設置と同様にですね、条例、規則の整備、それから、そういった考え方の醸成をこれからどう市民に訴えかけていくのかと、こういったことについてもしっかりとですね、方策を練っていただきたいと、このようにお願いをしておきます。よろしく申し上げます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

木本委員。

○木本委員 今回、動物愛護センターの基本設計ということで出していただきましてありがとうございます。これが恐らく水戸市の動物愛護の理念を具現化した施設であろうかと思うんですが、まず、基本的なことを聞きたいんですけども、これあくまでも保健所が直営する施設ということでよろしいですかね。いいです、それだったら。場所によっては、保健所がどこかNPOの動物愛護団体とかに委託するようなケースも見受けられたので、これはあくまでも直営だということですね。

犬にしても猫にしても、一定の期間ここで保護するというごさいますけれども、できるだけ処分をしないようにするにはですね、やっぱりどれだけ譲渡ができるか、もしくは飼い主が見つけれられるかということだと思うんですけども、そうすると、実際そういった譲渡会とかを開くと土日とかが中心なのかと思うんですけども、この施設の運営をどのようなスケジュールでやるのかというのは、休みがあるのかとか、そこら辺をちょっと教えていただければ。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

運営につきましては、まだ細かいところは決まっておりませんが、そういった譲渡会ですとか人が集まるようなイベント等も多くなっていくと思っておりますので、できるだけ土日のいずれかを開館するですとか、そういったことも含めて検討していきたいと思っております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 そうですね、まだ検討段階かと思っておりますけれども、恐らく土日にやらないとですね、なかなか一般の御家庭というか、そういったことに興味がある、子ども連れの家族というのは来られないと思いますので、そこは踏まえていただきたいということと、あと、もちろん持ち込みに関しても、開所時間が、例えば午前9時から午後5時とかになるとですね、恐らくかなり制限されてしまうので、そこら辺をどう受け入れていくかというのはまだ決まっていないと思っておりますけれども、ぜひある程度の過程の中で委員会に報告をしていただければと思います。

あともう一つ、ちょっと気になったのがですね、これかなり犬、猫に特化している感があるんですけども、それ以外の動物というのは、これはあくまでも動物全般を収容することを想定しているのか、動物とかですね、だからいわゆる……

〔「カメとか」と呼ぶ者あり〕

○木本委員 そうそう。爬虫類とか何でもそう。イグアナでもそう。ウサギでも。

あと、たしか何か月前に、水戸で猿か何かが出ましたよね。ああいうものもどうするのかとか何か。

〔「イノシシも出る」と呼ぶ者あり〕

○木本委員 イノシシもちろん含めて、とにかく犬、猫以外の動物に対する対応というのは、どういうふうに考えているのか、お考えを聞かせてください。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 基本的には、本市で行います動物愛護センターにつきましては、犬、猫が主に対象となっております。これについては条例の中で、動物愛護の管理等の規定の中で決めていくような形になると思います。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 わかりました。基本は犬、猫とはもちろんわかっていますけれども、恐らく場合によってはいろんなものが出てくる可能性がありますので、そこはぜひですね、ある程度弾力性を踏まえて。

仮にそういう何か動物が出た場合に、ここからそういったところへ収容しに行くような施設になるということ認識してよろしいんですか。犬とか猫はもちろん、例えば野犬とかそういうのがいたら、ここからその回収をしに行く、もしくは、そういった何かしら動物の通報があった場合には、ここから出発するという認識してよろしいでしょうか。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

基本的にはこちらの職員が行くような形で今考えております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、あくまでも持ち込みと、あと何かそういった通報があった場合には捕獲しに行くというような施設だということですね。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今の御質問にあったとおり、こちらで対応するという形になります。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 多分いろいろあると思うんですけども、とにかく弾力性を持ってですね、多分いろんなケースが運営し始めると出てくると思いますので、そこら辺は初めの段階でですね、しっかりと深めていただいて、対応できるような万全の体制でオープンしていただきたいということで、私からは以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 二、三、聞きたいんですけども、先ほど御説明の中で、年間の収容頭数は犬ですと56頭で、返還が12頭、譲渡が35頭ということでしたけれども、水戸市で犬をお飼いの方、登録されている場合に、狂犬病の予防注射というのを水戸市の保健センターが担当でやられていると思うんですが、それを受けますと、小さいプレート、鑑札が届いて、「みとちゃん」がプリントしてある小さい鑑札がありますが、あれで飼い主とかが特定される形になっていますよね。それを身につけているわんちゃんというのはほとんどいないと思うんですよね。何というか、「みとちゃん」はついていても余り見ばえがよくないというか、飼い主としてはそういうものをつけたくないのか、とにかく余りつけていないと思うんですよ。

ですから、何かしら脱走してしまったり迷い犬になってしまった場合の特定というのが、なかなか難しいのが現実なのかと思うんですけれども、獣医師会なんかでは、ICチップを埋め込んでですね、犬の登録情報をそこに登録しておいて、それをスキャンすればたちどころにわかるみたいなことで推奨しているみたいなんですけれども、それも普及しているのかどうかというのがよくわからないんですけれども、つまり、この保護施設に余り来ないほうに——何というんですか、環境が進んでいけばいいんだろうと思うんですけれども、その辺の予防接種の接種率だとかICチップをつけている率だとかというようなことはおわかりですか。わからなければ、いいんですけれども。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

茨城県の動物指導センターから出ております統計表、一覧表によりますと、水戸市の平成29年度の登録頭数が1万2,563頭に対しまして、予防注射を受けた頭数というのは9,017頭ということで、接種率が71.8%ということになっております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 捕獲された犬で言えば、返せることになった場合とそうでない場合というのは、そういうことと関連はあるんですか。つまり、接種しているからどうだとか、そういうことまではわからない。わからないようですね。はい、わかりました。

とにかく、そういう予防接種は3割がまだやっていないということですし、これはやっていただくよう喚起するほかないと思うんですけれども、そうしたICチップとかそういう判別するような取り組みを推進することも一方でやりながらこの運営をしないと、受け身でいくと、なかなか殺処分ゼロみたいなことに、目標があったとしても難しくなるのかなというふうに思います。

もう一つ、捕獲される犬というのは、おおむねどうなのでしょう、今、犬も高齢化してですね、要介護状態になる犬もいるというのが現実で、目が見えなかったり、自分のいる場所がよくわからなかったりということもあって迷い出しちゃう場合もあると思うんですよね。ですから、そういう場合に、やっぱり飼い主としっかり結びつけられるようなことは必要なんじゃないかなと思うし、あとは今おっしゃっていた、保護した後に譲渡会になるんだけれども、本当は飼い主がいて、飼い主が探しているから、譲渡されてしまっはまずいという場合もあるんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺の見きわめというのは今後の運営なんだろうと思うんですが、どういうふうにしていくのかなというのを参考に聞きたいなと思います。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

基本的には、今後の事業を運営するに当たって検討していくという課題になるのかなとは思っておりますが、今度、水戸市の保健所になりますと、区域が水戸市だけということになりますので、基本的には登録情報等をこちらで管理しているので、そういったものを活用しながら、飼い主の方にうまく結びつけられるような何かいい取り組みができればということは考えているところでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 獣医師さんのところに行ったりとかペットショップに行ったりとかすると、迷い犬とか迷い猫

の張り紙，そういったものがよく見受けられますけれども，探しているほうは必死に探している場合が多くて，なかなか当てがない探しという状況が現実あるのかなと思うんですけども，この施設がそういう情報共有の大事な窓口になるようにですね，獣医師さんを初めいろんな関係機関との連携を今からつくる努力をぜひしていただきたいなと思います。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

木本委員。

○木本委員 今回の関連で，先ほどの運営の部分で聞き忘れたんですけども，犬の予防接種というのかわからないですけども，あれをやると注射済票を発行するじゃないですか。あれって他市ですとたしか有料で，それを運営の一部に充てているというのがあったかと思うんですね。ごめんなさい，今ちょっと忘れちゃったけれども，前，水戸市は無料でそれを出していたと思うんですけども，それって今，有料としてとって，運営費に充てているのかどうかというのはわかりますかね。

○高倉委員長 じゃ，ちょっと調べていただいで。

小泉委員。

○小泉委員 各委員からる質問が出ていますけれども，僕も数点質問させていただきます。

まず，表面の事業スケジュールで，これって発掘調査というのはもう終わっているんですけど。これから。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今後，建物の配置が正式に決まりましたから発注するような形になります。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 当該地は結構，発掘すると何かしら出てくるところだと思うんですけども，スケジュールではそこも余力を持ってとか，本発掘にもし至ったとしても，スケジュールどおりですね，年度事業が行われるようにというふうにも思いますので，歴史文化財課のほうとの連携にもなると思いますが，どうぞよろしく願いいたします。

また，当該立地の話で言いますと，以前お示しいただいたときにも質問させていただきましたけれども，すぐ隣が小学校ということでございますので，衛生面ですとか，防御のフェンス等々も張られていると思うんですけども，そこについては，より一層対策というのは行われているという認識でよろしいでしょうか。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

防音に関しましては，なるだけ遮音効果のあるような材質を用いるということで今設計のほうと調整をしております。また，収容施設の部分のフェンスのところには防音壁のようなものを設けまして，音が響かないようなものも検討しているところでございます。

また，匂い等につきましては，そういった消臭防菌等の装置を導入することについても検討しているところでございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 それぞれの対策、音、匂い、また脱走等がないようにというところが課題になるのかなと思いますけれども、ぜひそういったところは対策として、まずハードの部分が必要だと思いますので、それにあわせてですね、例えば犬、猫が逃げられない状況だったとしても、河和田小学校ともたしか境界が1つになりますよね、ここね。なので、教育のほうにもなるとは思いますけれども、それこそ小学生の児童にもきちんと、隣の施設がどういったもので、どうなのかというのも周知をしながら、逆に犬、猫が逃げなくても、子どもたちが乗り越えてそっちへ行こうと思ったら行けちゃってもまた危ないとも思いますので、そういったところはぜひお願いしたいと思います。

あと、これから整備して具体的になっていくと思うんですけども、先ほど捕獲にも出る云々がありましたけれども、想定される人員というのはどのぐらいで予定していますでしょうか。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、正職員といたしましては、獣医師を4名と事務職員1名ということで考えております。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 となると、例えば捕獲に行くのも獣医師が出ていくみたいな話になるんですか。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

基本的に、捕獲に行く場合には狂犬病予防法の関係で、狂犬病予防員ということで獣医師が立ち会うような形になっておりますので、一緒に行くような形になると思います。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 それは立会人として必要だということだと思うんですけども、実際捕獲する、作業をする人間というのはどういう方になるんですか。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 現在のところ獣医師も一緒に捕獲をするというところで、他市の事例なども見ましても、そのような状況で行っているというところがございますので、そういったものを参考にこれから調整していきたいと思っております。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 実際問題として、運営に関してはこれからの部分もあると思いますので、人員に関して、またどういった方々でそういうチームをつくって外に出るのかということと、あと中の仕事のほうもあると思いますので、そういうところもうまく組み合わせてスキームをつくり上げていただきたいなと思います。

また、何か施術が必要なこととか、例えばけがしていた犬、猫を捕獲してきたとかというときは、こちらの施設の中で何か治療をしたりというような形になるんですか。また、その費用負担云々というところに関してはどんな状況ですか。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

基本的に、この増築棟の中に今後は負傷動物等が運ばれてくるというようなこともございますので、応急手当等に対応できる部屋を設けております。また、県の動物指導センターなどでは、実際に獣医師会の先生方との連携などでそういった部分に対応しているということもございますので、今後、水戸市の獣医師会の先生方ともそういったところで意見交換をさせていただいているところですので、運営についてこれから調整していく中でやっていきたいと思っております。

また、費用については、基本的には市で負担するということになっております。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 あとは飼い主のモラルにもなりますけれども、例えばかわいがって飼っていたけれども、けがしたとか何か特段手術が必要になるとかというところで、そういう扱いに変わっちゃってもというものもあると思いますし、あと結構費用も大分高いということも聞き及んだりもしますので、そういったところの線引きとかですかね、全部が全部、手放して全て受け入れてといっても、また大変なことになるのかなとも思いますので、そこは後でまた聞ければと思うんですけども、気をつけていただきたいと思います。

また、ちょっと先ほど人員の話をしたんですけども、やっぱりオペレーションとかですかね、一番最初に窓口として連絡を受ける方って、場合によってはすごく業務が重なってしまったりとか、あとはちょっとクレーマーチックな問い合わせがあったりですね、また市内ですから同時多発でいろいろあったりというものもあると思いますので、そういったところを含めてきちんと、人員もそうですし、うまく運営が回るように努めていただきたいと思っております。

あと、最後になりますけれども、やはりこういった施設をつくるというのは今のニーズから言うと非常に重要だとは思っているんですけども、やはり売り主と、その次の飼い主も含めて、水戸市全体としてきちんとしたスキームをつくってですね、そして、それによって予防もちゃんとなされたりとか、きちんと飼われるとか、あとは、興味本位だけで一瞬飼って、その後すぐ捨てちゃうとかという、飼い主の責任にもなりますけれども、そういったこともより縛れるような形でスキームづくりも考えていっていただきたいと思いますので、せっかくこういった施設ができるわけですから大いに期待しておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○高倉委員長 じゃ、先ほどの答弁ですね。

小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 木本委員からの御質問にお答えいたします。

犬の注射済票の交付手数料ですけども、現在は1頭500円となっております。それにつきましては、狂犬病予防等の経費の財源として充てている状況でございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 ありがとうございます。

500円って、各自治体で決められるんでしょうか。それとも一律でしたっけ。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

各市町村におきまして金額は設定をしております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 あくまでもそれは、収益に関しては狂犬病に特化した処分をしなくちゃいけないということな
んですかね。

ごめんなさい、何が聞きたかったかといいますと、要は保健所の予算でこれを運営していくわけですが、
今あったようにそういう人員の問題ですとか、あと餌ですね、診療代等々ですね、場合によっては予算がか
かるなということが想定されると思うんですけども、ある程度ですね、もし可能であれば、そういった部
分で受益者負担の観点を少し入れられないかなということ、その一端が、注射済票の手数をこういった
ふうに充てられるのかどうか。あとは、これももちろんもらっていただくためにですね、これをフル活用す
ると思うんですけども、譲渡においても何かしらそういった部分が模索できるのか。そこら辺を考えていた
だいて、恐らくかかるであろう予算に対してある程度の受益者負担の観点を入れるべきじゃないかという意
味で質問したんですけども、そこら辺についてはどういうふうにお考えですかね。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

注射済票交付手数料につきましては、狂犬病予防等の経費に充てるとともに、現在におきましても人件費
に充当しているような状況でございます。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 先ほどの御質問についての回答の続きになりますが、受益者負担等につきましては、
今後センターの運営の事業等を検討していく中で、その財源等に充てるのがふさわしいかなども含め
て、新たな財源の生み出しなどについても、他市の事例なども参考にしながら検討していきたいと考えてお
ります。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 恐らく今言われた注射済票のお金は狂犬病とそれに対する人件費にと言っていたけれども、恐
らくそれは獣医師会か何かの皆さん方がそれをやるのに充てる、日当か何かで充てているという意味ですよ
ね。動物愛護センターができたことによって、そこに入るという意味ではないですよ。

○高倉委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

現在、人件費に充てているというところなんです、そこは職員の人件費に充てております。狂犬病予防
経費につきましては、この注射済票交付手数料のほかに登録手数料であるとかそういった財源がございますの
で、そちらも経費に充てておまして、その残りを職員の人件費のほうに充てるというようなことになって
おります。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 それはわかりました。ありがとうございます。

これができるのであればどうなるのかという質問なんですけれども。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 現在のところでは、まだ保健所全体の予算等については今後検討していくということになると思いますが、引き続き事務等は残りますので、現在の状況等を勘案しながら今後検討していきたいと思っております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 わかりました。

そうですね、いずれにしても、やっぱりそういった部分でね、もちろん法外な金額はとれませんけれども、運営していく中で想定以上のことに発展した場合に、じゃ、予算をただ単にふやすという観点じゃなくてですね、そういった方々、動物愛護に御理解いただく方々にですね、ある程度の御協力をいただくということは必要じゃないかと思っておりますので、そこら辺も踏まえて。今後そこら辺がはっきりしたら、また委員会に御報告ください。よろしくお願いいたします。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「すみません、委員長。番外で」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 今、土田議員から、委員外議員として発言を求められています、委員の皆様、これを許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 よろしいですね。

それでは、土田議員のほうからお願いいたします。

○土田議員 すみません、ありがとうございます。

1つだけお聞きしたいんですけども、今、説明を聞いたときに、逸走フェンス、1.5メートルと聞いたかと思うんですけども、1.5メートルの高さでは犬は逃げちゃうと思うんですね。それで、今、犬、猫のシェルターをやっているところなんかを見せてもらおうと、かなりの高さをとって、さらに、忍者返しじゃないけれども、返しを入れないと、犬はいざとなるとかなり跳ぶみたいで、それでせっかく収容したのがここから逃げちゃったんではお話にならないので、このフェンスの高さ1.5メートルというのは少し検討し直したほうがいいんじゃないかということ、それだけです。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたしますが、設計の段階で設計業者と私どもで幾つかの施設等を見せていただきながら、今検討を進めているところでございます、実際の事例等でそういったところがあったということで、現在の基本設計ではそういう形にしております。そういった御意見もこれから獣医師会の先生方ですとか近隣の方の意見等も聞きながら、実施設計の中で整理していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今のは脱走したときの話。脱走したときの話ならばわかるんだけど、基本的にこの外周部のフェンスの中には犬は歩かないよね。例えばドッグランがあるでしょう、これ。ここも見学で見てきたところなんかは、やはり犬が出ないようにある程度の高さのフェンスを使って、その中で遊ばせているという

状況だというふうに思うんですが、今のようなことがあるとすれば、今度はまた逆に言うと管理体制がどうなのかという話になってしまうというふうに思うんですね。

ですから、その辺もしっかり精査してね、フェンスについても高さを考えると何かということにならないと、やみくもにこの周りのフェンスを高くすることによって、逆に言ったら疎外感、何か近くに危ない施設ができたのかなみたいな、そういうふうな形になりかねないということもありますので、この辺については、保護してから譲渡されるまで、もしくは何らかの形でここから出るまでの間のその管理の仕方というのは、ある程度の逃走というかそういうものをね、管理できるような体制というのができているんですね、これ。

○高倉委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

基本的に収容施設の中には、実際に部屋ごとにきちんと施錠できる関係、それから施設についても常に施錠はされているような状況ですので、逸走の想定の方については、いろいろな他市の事例とかそういったものを参考にやっていくということにはなるかと思いますが、管理の仕方としましては、そういったところをきちんとできるように設計に反映させているつもりでございます。

○高倉委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

ないようですので、この件について終わります。

次に、この際、特に執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 前回、当委員会におきまして袴塚委員から御質問がございました無人航空機ドローンの運用につきまして、内部で検討を行い、出動判断基準の見直しにつきまして御報告をいたします。

火災発生時の判断基準として、建物5棟以上の延焼街区火災としておりましたが、これを消防隊が5隊以上出動する街区火災といたします。普通建物火災には、通常、消防隊が4隊出動いたしますが、火災が延焼拡大した場合、またはそのおそれがある場合は、必要数の消防隊を追加いたします。このような場合には、無人航空機による上空からの状況確認及び情報収集を行うことといたします。

このほか、木造建物密集地域、道路狭隘地域、水利希薄地域での建物火災や、中高層建物、大規模建物の火災が発生した場合、消防本部において判断を行い、出動してまいります。

新たに導入いたしました無人航空機ドローンにつきましては、情報収集活動に有効な機材でございますので、運用していく中で検証を行いながら、積極的なその活用を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ありがとうございます。

私はね、これが頻繁に参加するということを望んで聞いているわけじゃなくて、やっぱりこれだけのお金を要して市民の税金を使いながら、消防活動の一助にしようということで購入されたというふうに思いますので、やっぱり活用するということが大事だというふうに思っています。

したがって、今の基準で想定しますと、年間どのぐらいの出動が想定されるのでしょうか。

○高倉委員長 箕輪消防救助課長。

○箕輪消防救助課長 ただいまの御質問の件です。

消防隊が5隊以上出動した建物火災、過去の件数を見ますと、平成28年が15件、平成29年が11件となっております。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 月に一度ぐらい出動するという状況なのかなというふうに思います。私はできるだけこの出動機会が少ないということが望ましいというふうに思っていますが、しかし、航空法、今、無人航空機というお話がございましたし、これからこのドローンの操縦については、もう自動車学校等でですね、既にその講習が始まっていると、こういうふうなことでございますし、また、航空法の中で、これからドローンがあちらこちらに飛ぶという、それから今、無人配達、こういうふうなことも想定される、そういう中で実証実験も行われているということになりますと、必ずある程度の法律の縛り、こういったものに結びついてくるのではないかと考えられますので、できるだけ技術の研さん、飛ばすための講習を受けたんだけど、やらないうちに忘れちゃったと、こういうふうなことがあってはいけないわけでありますから、その辺の職員の訓練もですね、やっぱり日ごろから心がけていただきながら、安心・安全に使用ができる、こういった監視体制、管理体制、こういったものをですね、しっかりおやりいただくということが大事なのではないかと思っておりますので、意見として申し上げておきますので、よろしくをお願いします。

○高倉委員長 ほかにございませぬか。よろしいですか。

ないようですので、この件については終わります。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 これは議案ですので、事前審査にならない程度にちょっとお話をさせていただきますが、今回、内原中央公民館が3市民センター制になって、それぞれのコミュニティが4月1日からスタートすると、こういうふうなことだというふうに思っています。特に鯉淵は、私も行かせていただきまして、大変立派な市民センターができてよかったなど、こういう印象を持って帰ってきたんでありますけれども、心配なのは、今まで内原中央公民館の体制でやっていたコミュニティがですね、恐らく分化されるのではないかと。

要するに、市民センターが3つできる、各小学校区に3つできるということになると、やっぱりこれまで行ってきた女性会、敬老会を含めた、または市民のお祭り等も含めたですね、そういうものが分化されていくのではないかとというふうに思うんですね。そうしますと、これまでの水戸市の考え方でいきますと、公民館の時代でありましたけれども、これからコミュニティの時代で、各地域の中でそれぞれのコミュニティを醸成していくんだというふうな考え方の中では、市民センターへの職員の配置を行ったと思います。3年ぐらい配置をして、そして引き上げた、こういうふうなことだと思います。というのは、3年ぐらいその地域を指導育成していくということがあって、初めてそのコミュニティが醸成されたのではないかなと思って

いるんですが、併任発令ということですから、市民生活課だけの課題ではなくて、やっぱり生涯学習課としてこの市民センターについての考え方というの、しっかりと把握をしていかなければならないんじゃないかというふうに思っていますが、今の状況ではですね、この新たにできる3つの市民センターに対してのコミュニティ担当職員等々についてはどのようにお考えをいただいているのか、お聞かせをいただければありがたい。

○高倉委員長 大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

既に市民協働部のほうで、この3市民センター化に伴いまして、数年前からコミュニティ担当職員が配置されまして、運営などの準備に当たっております。生涯学習課としましては、個々と連携した中で生涯学習活動が地域コミュニティ活動に生かせるよう、反映できるようにということで、打ち合わせなどを行っております。

今後も担当課と協議しながら、そういったスムーズな運営ができますように心がけていきたいというふうに考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 当然、主管は市民協働部ということかも知れませんが、私が心配しているのは、今そのコミュニティ担当職員は、内原中央公民館に配置しているわけですよ。これが妻里、鯉淵、内原と3つの市民センター体制になるわけですよ。そうすると、逆に言うんですけど、地域のリーダーはどうするのというところから始まるわけですよ、内原以外は。もしくは、今、大関茂さんが恐らく内原の自治会長さんをおやりになっている。大関さんはどこの公民館に行くのか、お住まいはわかりませんが、恐らくどこかのコミュニティの自治会長さんにおなりになる。あとの2つはですね、新たな自治会長さんが誕生すると、こういうことになります。そうしますと、新たな自治会長さんをつくって新たなコミュニティ組織をつくって、そして新たなイベントやお祭りやさまざまな事業をですね、継承していくということになると、この市民センターの方々にとっては初めての事業になるわけですね。で、それはなかなか難しいよということだから、恐らくコミュニティ担当職員が以前は配置されたんだというふうに思うんですよ。

ですから、私がお願いしたいのはね、今、内原というのは、1つの大きなコミュニティの中で順調に行っているコミュニティだというふうに思うんです。それを3つに細分化することによって、このコミュニティはやっぱり難しいねと、こういうふうな意見をいささかでも持たれないためのスムーズな移行ということが大事なんではないかというふうに思いますので、できるだけ市民協働部の皆さん方とお話し合いをしていただきながら、1年でも2年でも、所長さん以外にコミュニティ担当職員の配置、こういうものやっていくべきではないかというふうに思うんですけれども、そういったお話し合いをしていただくことはできるんじゃないでしょうか。

○高倉委員長 大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

本日の御意見を十分、市民協働部にお伝えしまして、協議してまいります。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ありがとうございました。

このコミュニティというのは、あくまでも生涯学習が基本だと思うんですね。市民協働部がやっているのは、証明書の発行やそういうものを所管している、市民課が担当しているということですから、この自治コミュニティのあり方というのは、子ども会にしても敬老会にしても女性会にしても、どちらかというところ、生涯学習の中でこの市民センターを使うという事業にかかわっている団体だというふうに思いますので、ぜひですね、スムーズな移行のためには、1年でも2年でも職員を配置していただいて、そして、しっかりとコミュニティ醸成をしていただくというようなことが、1小学校区1市民センターの基本的な考え方だというふうに思いますので、ぜひそういった方向性で、秋葉副市長もお見えですから、お聞き届けをいただきたいと、このように思います。

○高倉委員長 ほかにございませんか。ありませんか。

ないようですので、この件について終わります。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時21分 散会